

第 3 次行政改革の取組みとその検証結果の総括について

平成 13 年度を起点とし、平成 17 年度を目標とする現在の行政改革大綱及びその実施計画にもとづく取組みの総括について説明いたします。

この取組みにあたっては、平成 13 年 4 月に、推進本部では財政、組織機構、施設の三部門について職員による検討委員会を設置し、大綱及び実施計画の内容について約 8 ヶ月の検討を重ね、その後、平成 14 年 1 月に推進委員会への諮問を行い、平成 14 年 2 月 27 日付けで大綱及び実施計画の策定に至りました。

具体的な取組みについては、策定と同時に開始しましたが、その後、市町村合併の機運が盛り上がり、「市町村合併は、行政改革の最大の手法」と言われるように、各合併関係市町の行政改革の推進は、合併による改革効果の創出に視点を移し、それぞれの市町での改革の取組みはスローダウンする状況となりました。

しかし、結果、合併には至らず、合併による改革効果を創出することができなかつたため、行政改革の取組みについては、一定の成果を上げた項目もありますが、十分な取組みに至らなかつた項目もあり、反省点や次の取組みの課題が多く残りました。

今回、推進委員会に新たな大綱及び実施計画の策定について諮問し審議をお願いするにあたり、その前提として、これまでの取組みの現状を報告して、鞍手町の現状を知っていただくことが必要であり、それは新たな大綱や実施計画を策定していくための課題の整理につながるものとの思いから、今年 4 月からこれまでの取組みの現状を職員で検証し、参考資料として提出することといたしました。

現大綱及び実施計画の策定段階において、改革項目は、財政、組織機構、施設の三部門の視点から検討しましたので、視点の違いによって重複する内容の項目もありますが、全部で 136 項目です。

今回の検証においては「実施」と「未実施」に分類していますが、「実施」に分類されたものについては、実施済みのもののほか部分的に成果が出ているものや、継続して実施していくことで少しずつ成果を引き出しているものなど、何らかの取組みがあったもの及び現在取組みの途中であるものが含まれます。

また、「未実施」に分類されたものについては、全く手つかずのもののほか、着手はしたが部分的な成果も引き出せなかつたものや、改革内容に関する状況の変化によって、その手法で引き続き実施しても成果が見込めないと思われるようになったものなどが含まれます。

検証の結果、「実施」の数は 97 項目、「未実施」の数は 39 項目ですが、「実施」に分類した 97 の各項目においては、その実施内容は様々であり又複雑なものもあります。かなりの成果をあげている場合であっても、さらなる課題が発生し、今後新たな取組みが必要となったケースなどもあり、「実施」イコール改革の完了とは言えません。

97項目の「実施」のうち主なものとしては、次のようなものが成果として上げられます。

(実施項目の主なもの)

- 1．情報化の推進によって、ホームページの開設やキオスク端末の設置などで、これまでより多くの町の情報を発信できるようになり、住民にとっては施設利用予約や町情報の入手が容易にインターネット上で可能になったこと
- 2．財政改革委員会を設置して町補助金の必要性や効果について検討し、平成13年度に比べて平成17年度では29,345千円の減額となるなどの見直しが見直しができたこと
- 3．鞍手駅の管理委託について、平成15年度予算ベースでは年間5,124千円のマイナス収支であったが、平成16年7月から指定管理者制度を導入したことによって、平成17年度当初予算ベースでは404千円のプラスを見込める状況になったこと
- 4．組織・機構の見直し、文書管理システムの有効活用やOA化など複合的な改革効果によって行政事務の効率化が進み、職員の超過勤務が平成13年に比べて平成16年には13,913時間減少し、さらに職員数は平成13年に比べて平成17年4月においては、定数11名、実数29名の減員となったこと
- 5．利用者の減少と施設の老朽化のため、浮州プールを廃止したことによって、管理費の削減が図られたこと

39項目の「未実施」のうち主なもの及び「実施」うちで更なる取組みを必要とするものとしては、次のようなものが上げられます。

(未実施項目等の主なもの)

- 1．近隣や類似団体との均衡を図りながらの使用料・手数料や住宅家賃の見直しなどができなかったこと、負担金及び補助金等の見直しについては、一部については「実施」と認められるが、さらに精査すべきものが多く残っていること
- 2．企画政策委員会の立ち上げに至らなかったことや、事務改善委員会を立ち上げたが十分機能させるに至らなかったことにより、町民提案制度や職員提案制度のシステムを構築することができなかったこと
- 3．職員定員管理適正化計画が未策定で、計画的な人事配置ができなかったこと
- 4．農業委員会局長を産業課長が兼務する体制の実施や、現在特別会計である下水道会計を企業会計へ移行させ水道課と統合することについて検討することとしていたが、いずれも実施に至らなかったこと
- 5．各家庭への下水道の普及にあわせ、衛生センターの施設縮小について検討することとしていたが、供用開始後間もないため実施に至らなかったこと、学校給食共同調理場の広域的な施設建設に向けた協議が合併協議により中断したこと、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことにより、施設の民間委託推進についての考え方を見直す必要が生じたこと

一方、検証してみますと、大綱や計画の内容の不十分さや実施段階の体制の不備などの点についても反省点があり、今後の大綱や計画の策定段階には、これらの反省点を生かしていかなければならないと考えています。

(具体的な反省点)

- 1．行政改革として行政の仕組みや手法を改革していく視点から見ると、行政改革というよりも日常的業務の中で担当者段階で見直していくべき内容のものであり、行政改革の項目としては馴染まないものが含まれていたこと
- 2．一定の成果を上げているが、残る課題や更なる課題への対応や見通しが定まっていないものがあること
- 3．未着手の状態でも目標時期に至っているものがあること
- 4．改革目標（改革の到達地点）を明確にしていない項目があり、目標への到達の度合を検証することが難しい或いは困難なものがあること
- 5．目標時期に達した時の評価方法を定めていなかったため、評価が難しい或いは困難なものがあること
- 6．大綱においては、推進委員会に定期的実施状況を報告することとしていたが、設置条例では、「審議の終了をもって委員は解任」されることとなっており、不整合を生じていたため報告を実施していないこと及び町民への公表を実施していないこと

以上6点について共通する課題は、「実行性」と「透明性」の確保の2点であると判断されます。よって、今後策定していく大綱や実施計画においては、次の点に留意して、新たな大綱及び実施計画の策定に努めたいと考えます。

(今後の留意点)

- 1．行財政改革の視点で仕組みや手法を見直す項目を精査し大綱及び実施計画に掲げること
- 2．改革の半ばで停滞し推進が困難となるもの等の課題解決を支援する体制を整備すること
- 3．定期的な検証により、未着手の項目をなくす体制を整備すること
- 4．実施概要をさらに具体化し、目標とする地点を明確にすること
- 5．目標時期に達した時の評価方法を、あらかじめ定めておくこと
- 6．推進委員会への報告と、住民への公表体制を整備すること

全体を通して見たとき、一定の成果を上げているものもありますが、合併協議との関係で停滞或いは中断したものが多く見受けられました。

しかし、もともとの計画内容の不十分さや実施体制の不備などから、良い結果に結び付けられなかったものも見受けられますので、新たな大綱及び実施計画においては、整備すべき点であると思います。

また、「具体的な反省点」から課題として上げた「実行性」と「透明性」の確保は、総務省の指針によっても同様に課題とされており、この2点は今後の行財政運営においては常にその前提条件であることを認識し、推進本部としての総括といたします。